

後期高齢者医療制度

保険料率が変わります

被保険者の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率が決められます。平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。

均等割
(被保険者が等しく負担)

平成20・21年度
(年間)
43,143円



平成22・23年度
(年間)
44,192円
【1,049円の増】

所得割
(被保険者の所得に応じて負担)

平成20・21年度
9.63%



平成22・23年度
10.28%
【0.65ポイントの増】

保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての被保険者の方にかかります。
保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
世帯主や被保険者の所得に応じて、保険料の軽減があります。



$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【一人当たりの額】} \\ 44,192円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成21年中の所得-33万円)} \times 10.28\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{【100円未満切り捨て} \\ \text{(限度額50万円)} \end{matrix}$$

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成21年度 均等割額	平成22年度 均等割額	比較
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

保険料の軽減について

均等割の軽減は所得に応じて、均等割4万4千192円が次のとおり軽減となります。(軽減は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります)

所得割の軽減は被保険者個人の所得で判定します。

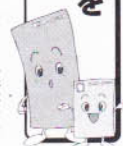
前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

【例】年金収入180万円の場合

軽減判定
180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円(軽減に該当)

所得割
27万円×10.28%×5割=13,878円
(年間保険料のうち所得割額分)

「医療費通知」を送付しました



被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合から送付しています。

医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかった一覧です。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。不明な点は、北海道後期高齢者医療広域連合又は市民課医療給付係へ問い合わせください。

※被用者保険とは…全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

北海道後期高齢者医療広域連合
011(290)5601番
市民課医療給付係
21(24)2111
内線321・467番

市道民税(個人住民税)を 年金から特別徴収します

平成21年10月から、市道民

税を年金から特別徴収(天引き)する制度が始まりました。この制度の導入により、金融機関等に向いて納める必要がなくなりました。

対象 65歳以上の公的年金受給者のうち、市道民税が課税されている方で、年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金・退職年金等を受給している方

対象となる税額 厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金の所得に応じた税額が、特別徴収の対象となります。

給与所得や事業所得など公的年金以外の所得は、特別徴収の対象になりませんので、今までどおり納付書や口座振替等による納付となります。

※年金所得の他に給与所得等がある方は、1年間の税額を年金からの特別徴収と納付書払いなど複数の方法により納めていただく場合

があります。

昨年10月から年金からの特別徴収が始まっている方へ

今年の4月・6月・8月の年金からは、2月の年金と同じ税額が特別徴収されます。

また、6月に確定する平成22年度の年税額から4・8月に特別徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを10月・12月・翌年2月の年金から特別徴収します。

平成22年度から特別徴収の対象になる方(4月1日までに65歳になられた方など)

10月から特別徴収が始まります。そのため、1年間の税額の半分は、今までどおり6月と8月に納付書や口座振替により納めていただき、残りの半分の10月・12月・翌年2月の年金から特別徴収します。

対象となる方には6月中旬に発送する市民税・道民税納税通知書でお知らせします。

国税務課市民税係

☎(24)2111

内線238・306番

廃棄物は適切に 処理しましょう



市指定ごみ袋に入らない
ごみの出し方

■一番長いところが1m以内の物

90円のごみ券を購入し品物に直接貼り、一般ごみ収集日に出してください。

■1mを超える物

粗大ごみに分類されます。300円の粗大ごみ券を購入し、市指定の業者(☎(24)5023番)に事前に申込みをしてください。

月(金曜日(9時~17時))に受付したものを土曜日に収集します。

※粗大ごみは、事前に環境生活課窓口で申請した場合、市廃棄物理立処分場に直接持ち込む事も可能です。

申請時に持ち込む品目・搬入車両番号を記入し、免許証を提示してください。

■引っ越し等で一時的に大量に出るごみ

一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

資源ごみや家電リサイクル対象品・PC以外の大型ごみや一般ごみをまとめて収集してくれます。(軽トラック1台2千円前後から扱っている業者もいます)

平成22年度家庭ごみ金属 資源回収デー

昨年度、たくさんの方に利用していただいた金属回収を、今年度も3回(5月、7月、10月)実施予定です。

対象品目は、家庭で使用しなくなった金属類です。詳細は広報もんべつ5月号に掲載します。利用をお待ちしています。

ゴールデンウィーク期間中 のごみ収集

一般ごみ・資源ごみのゴールデンウィーク期間中の収集は平常どおりです。

それぞれの地区の収集曜日に出してください。

資源ごみは汚れを落として
分別しましょう

■ビン・カン・ペットボトル類

中をすすいでキャップ類は外し、中身がわかる透明・半透明な袋で出してください。

■プラスチック製容器包装

☑マークがついているものが対象です。汚れを落とし、中身がわかる透明・半透明な袋で出してください。

■その他の紙

☑マークがついているものが対象です。紙袋や透明・半透明な袋で出してください。

■新聞・雑誌・段ボール・紙パック

種類ごとに縛って出してください。

ごみの減量化は環境に負荷の少ない社会を築きます



環境生活課廃棄物対策係

☎(24)2111内線278番